

平成 29 年度第 3 回総合計画審議会での意見と市の見解

平成 29 年度第 3 回総合計画審議会 資料 4	平成 29 年度第 3 回総合計画審議会 で出された意見（概要）	市の見解
<p>7. 進行管理</p> <p>進行管理にあたっては、各個別計画及び各基幹計画の策定及び進行管理にかかる懇話会等における意見聴取を経た上で、<u>総合計画審議会において総合計画としての進行管理を行い、その状況を公表するもの</u>とします。</p>	<p>【意見その 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 個別計画の懇話会等とその評価に関しては詳細がわからないうえに、その懇話会等の意見を尊重するという方針のため、総合計画の進行管理が総合計画審議会の責任になったときに、きちんと責任が果たせないように感じる。</li> <li>◆ 進行管理を行うという実態でやってきた以上、きちんと総合計画審議会の役割として位置付けるのがよいと思うが、一方で、その権能や作業量に応じたマンパワーといった担保が必要になってくるのではないか。</li> </ul>	<p>【意見その 1 に対する市の見解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 総合計画審議会で行う総合計画の評価あるいは進行管理とは、総合計画・基幹計画・個別計画の全体を掌握できる総合計画審議会が総合計画全体としての評価を踏まえた上で、市全体の資源配分や優先順位の捉え方について、その妥当性や軌道修正などを助言機関として市長に対して提言することだと考えます。</li> <li>◆ 個別の事業については、個別計画・基幹計画の審議会等で評価し、総合計画審議会では全体としての市の戦略部分を資源配分も含めた政策レベルの評価を行うものとしします。</li> <li>◆ 個々の事業の評価についての責任は個別計画・基幹計画の審議会等に委ねますが、評価にばらつきがあれば全体を見ている総合計画審議会が是正の助言をするという機能があります。</li> </ul>

平成 29 年度第 3 回総合計画審議会 資料 4		平成 29 年度第 3 回総合計画審議会 で出された意見（概要）	市の見解
7. 進行管理	<p>&lt;再掲&gt;</p> <p>進行管理にあたっては、各個別計画及び各基幹計画の策定及び進行管理にかかる懇話会等における意見聴取を経た上で、<u>総合計画審議会において総合計画としての進行管理を行い、その状況を公表するもの</u>とします。</p>	<p>【意見その 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 個別計画の進行管理といているものは個別評価であって、「進行管理」という言葉がふさわしくないのではないか。総合計画について「進行管理」という言葉を用いるのであれば、個別計画は「個別計画の進捗状況についての評価をする」という表現するなど工夫していくとよい。</li> <li>◆ 個別の事業であれば進捗の管理をして、総合計画としては大きな流れとしての進行を管理しているというように整理するとすっきりするようになる。</li> </ul>	<p>【意見その 2 に対する市の見解】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 個別計画・基幹計画にかかる審議会等では個々の事業の進捗状況について評価した上で、当該計画としての進行管理を行っています。</li> <li>◆ 総合計画に対して、個別計画・基幹計画は個別の計画であり、それぞれの計画の進み具合の評価は進捗状況の評価に相当しますが、「事業」については「進捗状況の評価」、計画については「進行管理」という用語で整理いたします。</li> </ul>